

秋田県告示第512号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和5年12月22日

秋田県知事 佐竹敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1から別紙 <u>1-10</u> までに、法第11条第2 項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な 資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向 性は別紙3-1から別紙3-18までに、それぞれ定め るものとする。	秋田県資源管理方針 1～7（略） 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針 は、別紙1-1から別紙 <u>1-8</u> までに、法第11条第2 項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な 資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向 性は別紙3-1から別紙3-18までに、それぞれ定め るものとする。

（別紙1-8）の次に、（別紙1-9）及び（別紙1-10）を加える。

(別紙1-9)

1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。別紙1-9の2及び3において同じ。)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がかたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-10)

- 1 特定水産資源  
うるめいわし対馬暖流系群
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項  
当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
    - ア 水域  
イの対象とする漁業がうるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域
    - イ 対象とする漁業  
秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する全ての漁業
    - ウ 漁獲可能期間  
周年
  - (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
特になし。
- 5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。